

大 高

翔

改革ネットワーク(青の会、市民の声、シリウス、大河の会、日本共産党)

「客貨混載」の取組について市の考えは

【問】当市で赤字補填している公共交通の持続的かつ合理的な運行の一環として、例えば運送事業者との連携を視野に入れながら、人と貨物を同じ車両で一緒に運ぶ「客貨混載」を導入する考えは。

【答】他市町村では、路線バスの乗客数が減少し続けている交通事業者と、ドライバー不足などから物流網の維持が困難になっている物流事業者が相互連携し、路線バスを活用し宅配便輸送を実施している事例がある。こうした取組は、事業者の収益改善につながるものであり、公共交通を担う事業者が主体的に取り組むものと考えている。

申請許可簡易化を関係機関に要望しては

【問】畠町通り沿いの歩道を活用し、官民連携で行った社会実験を基に、行政の沿道店舗の路上利用の許可手続の簡易化を、国、県をはじめ、関係機関に要望するなど、市の積極的な動きも必要ではないか。

【答】歩道等の道路を使用する際には、道路管理者へ占用等の許可申請、警察へ使用許可申請を行うなど、関係機関と協議の上進めることになる。申請する方と道路管理者、警察の3者による事前調整をすることで、申請の一括受付等、許可申請手続を簡素化できることとなっているため、関係機関と連携して対応していきたい。

その他の質問事項

- 移動販売による地域活性化
- 地域おこし協力隊員
- 交付金による大学誘致の考え

各委員会での主な審査概要

議会基本条例策定特別委員会

12月14日に開催された委員会では、各条文について12回目の検討を行った。

「会派」及び「議員の報酬」に関する条項について

【意見】このまま意見が平行線をたどるのであれば、2つの条項を削除するという考え方もあるのではないか。

【協議結果】再度会派で意見を取りまとめ、検討を要することとした。

前回の委員会において出された、正副委員長に対する意見「条例案策定に向け、意見等を調整する努力をしてほしい」について

【委員長】3会派で調整の機会を設けていただくよう、3会派の会長にお願いし、調整を図っていただいた。

その結果、会長同士では、一定の合意が得られ、その上で改革ネットワークからは、会派内で改めて相談する、といった意見が出された、と伺っている。

少しでも合意形成が図られるよう努めている、と委員長から報告があった。

決定していない2つの条項が、次回委員会においても、合意が得られない場合の対応について

【委員長】決定していない2つの条項について、当初のスケジュールから大幅に遅れている。

正副委員長としては、任期中には条例を制定したいと考えている。今後のスケジュールを考慮すれば、3月定例会の本委員会が、条例案策定の最終期限と考えることから、次回の委員会において合意が得られない場合は、採決により決定することとした。

【意見】採決により条例案を決めることは、条例制定時においても全会一致とならないことが懸念される。よって望ましくない。

【意見】次回で合意できない場合は、採決により決定することもやむを得ない。

【協議結果】意見が2つに別れたため、決を採ったところ、同数となったため、委員長において、次回委員会において合意が得られない場合は、採決により決定すべきものとした。

(落合範良)